

中核市移行に伴い移譲される事務のうち府単独及び特例条例の検討状況一覧

資料18
(平成29年度)

事務区分	事務名	府単独 特例条例	事業概要	移譲を受けるか受けないか(案)	
					(理由)
1 民生	児童福祉法に基づく事務(産休等代替職員費の補助)	府単独	児童福祉施設等において、出産又は傷病のため、長期間にわたって継続する休暇を必要とする場合、その職員の職務を行わせるための産休等代替職員の任用等を行い、職員の母体の保護を図りつつ、施設における児童等の処遇を確保することを目的として、府がその所要経費に対して助成を行います。中核市に移行すると私立保育所を市が負担し、児童発達支援センター及び児童養護施設は府が引き続き助成することとなります。	受ける	本市にある社会福祉法人が不利益を被り、ひいては施設における児童等の処遇に影響することとなるので、中核市に移行後は府に代わり市が実施する必要があります。
2 民生	児童福祉法に基づく事務(就学前人権教育研修)	府単独	人権が尊重された就学前教育を目指して、今日的な課題への対応のあり方について、講演・パネルディスカッション、多様な課題に対する実技的研修及び実践発表、討議等を実施します。府が実施している本研修については、一般市が優先ですが、実質的には政令市や中核市にも案内していますので、引き続きの参加は可能です。他の幼稚園や認定こども園の教員等に対する研修も同様に中核市に案内(市負担なし)して頂きます。	受ける	本市は、現在も府主催の研修を受けつつ、公立幼稚園教諭・保育士を対象に市の独自研修を実施しています。したがって、現在も事業は実施済みとなります。しかし、引き続き府から案内があるのであれば、影響はないと思われます。
3 民生	児童福祉法に基づく事務(保育所障がい児保育担当保育士研修)	府単独	保育所等における障がい児保育の実施に必要な知識及び技術に関する研修を行い、障がい児保育を担当する保育士の資質の向上を図ります。障がいの種別により支援の内容、あり方が異なるため、障がいの種別により講義形式で実施しています。府が実施している研修については、一般市が優先であり、定員に空きがある場合(2度目の募集時)には、政令市や中核市にも案内しています。	受ける	本市は、現在も府主催の研修を受けつつ、公立私立保育所・認定こども園・小規模保育事業所・認可外保育施設を対象に市主催の独自研修を実施しています。障がい児保育に関しては、年4回(2時間)実施しています。したがって、移譲を受けても事業は実施済みです。
4 民生	児童福祉法に基づく事務(認可外保育施設職員研修)	府単独	認可外保育施設における保育の実施に必要な知識及び技術に関する研修を行い、保育を担当する保育士の資質の向上を図ります。府が実施している研修については、一般市が優先であり、定員に空きがある場合(2度目の募集時)には、政令市や中核市にも案内しています。	受ける	本市は、現在も府主催の研修を受けつつ、公立私立保育所・認定こども園・小規模保育事業所・認可外保育施設を対象に市主催の独自研修を実施しています。保育や発達など、年18回(2時間)実施しています。したがって、移譲を受けても事業は実施済みです。
5 民生	身体障害者福祉法に基づく事務(身体障害者手帳無料診断事業)	府単独	身体障害者手帳交付申請のため、指定医師の診断を受けた者に対し、診断料の助成を行います。(府は助成を行った市町村に補助金を交付)	受ける	移譲を受けなければ当助成を受けることができなくなりますが、引き続き本市で実施することで、身体障害者(児)の福祉の増進につながります。
6 民生	身体障害者福祉法に基づく事務(難聴児補聴器交付事業)	府単独	身体障害者手帳の交付対象とならない軽度難聴児に対して補聴器を交付するとともに、聴力検査に要する検査料の負担を行います。	受ける	府を介さず交付可否の判定が行えるため、事務手続きの簡素化、効率化につながります。また、それにより判定までの所要時間の短縮され、対象者がこれまでよりも早く交付を受けることができます。なお、吹田市経度難聴児補聴器交付事業は、中核市移行により新子ども子育て支援交付金を受けることができなくなりますが、引き続き事業を実施します。

事務区分	事務名	府単独特例条例	事業概要	移譲を受けるか受けないか(案)		
					(理由)	
7	民生	生活保護法に基づく事務(大阪府民間救護施設利用者等サービス向上支援事業)	府単独	要介護障がい者の処遇向上のための非常勤職員の雇上げに対し補助します。	受けない	府より移譲を受ける保護施設がなく、現在対象施設がない豊中市、枚方市でも移譲されていないため。
8	民生	社会福祉法に基づく事務(社会福祉法人に対する補助(軽費老人ホーム事務事業費補助金))	府単独	社会福祉法人が運営する軽費老人ホーム(軽費A・ケアハウス)に対する補助。入居者の利用料軽減を図ることを目的とします。	受ける	当該事業者は高齢福祉を支えるサービスの一翼を担っており、必要なものであると考えます。当該事業への補助をやめることは、事業者の負担若しくは利用者の負担を増大させ、事業継続を非常に困難とすることから、補助事業の継続は必要であると考えます。
9	民生	老人福祉法に基づく事務(老人福祉施設等整備事業)	府単独	特別養護老人ホーム等の整備に要する費用の一部を補助	受ける	これまで「社会福祉法人の助成に関する条例」に基づき、特別養護老人ホームの整備に対する助成を行っており、従前よりその必要性があると判断することから、その部分については移譲を受けるものです。また、府内中核市4市のうち、2市(高槻市・東大阪市)において、府並みの補助を実施し、実施していない2市の内、枚方市は7期計画に補助事業の立ち上げを検討予定としております。
10	民生	母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく事務(母子父子福祉委員の設置)	府単独	地域においてひとり親家庭の母や父等からの相談に応じると共に、関係機関との連携により、ひとり親家庭等の福祉の増進を図ります。吹田市母子寡婦福祉会から推薦を受け、市内各小学校区ごとに1名依頼し、地域の相談件数、内容等の報告を受けると共に研修会を実施します。	受ける	ひとり親家庭は一人で子育てと家計を支えるための苦勞が多く、身近に相談相手が少ない場合もあるため、市と連携する、地域での身近な相談相手として依頼する必要があると考えています。
11	民生	介護保険法に基づく事務(老人福祉施設等整備事業)	府単独	高齢者の介護のための事業(介護老人保健施設等)の整備に要する費用の一部を補助	受けない	老人保健施設等整備の整備に対する助成を行っておらず、従前よりその必要性はないと判断していることから、移譲は受けません。また、府内中核市4市においても、補助を実施している市はありません。
12	民生	障害者基本法に基づく事務(大阪ふれあいキャンペーンの事務局参画及び分担金拠出)	府単独	府の障がい者施策は、昭和56年(1981年)の「国際障害者年」の基本理念にある「完全参加と平等」の実現をめざし、昭和56年(1981年)からの「国連・障害者の十年」以降大きく展開しました。大阪ふれあいキャンペーンは、この「国連・障害者の十年」を契機に始まり、30年以上にわたって、障がい者団体や地域福祉団体、行政が連携して、不眠の障がい理解を深める取組みを進めてきました。大阪ふれあいキャンペーン実行委員会は、府内44の全自治体と障がい者団体及び地域福祉団体等41団体の、計85団体が構成されています。	受ける	実行委員会の事務局に関して、府・政令市・中核市が担っているため、移譲を受けます。事務局としての事務、運営及び事業に必要な経費の分担金の支出などを中核市移行の先行市が行っています。分担金の拠出を障がい福祉主管課が行い、年3回のワーキングに障がい福祉主管課と教育委員会担当指導主事が出席することとなります。
13	保健衛生	食品衛生法に基づく事務【7事務】	府単独	営業許可の申請に対し、許可要件を満たすことの審査を行い、営業許可証の交付を行います。営業許可を取得した者が、営業を廃止した場合の届出の受理、また変更届や再交付申請等の受付を行います。また、食品衛生に関する月ごとの業務実績を集計し、府担当課へ報告します。食品衛生関係の功労者・優良施設の知事表彰に関する事務を行います。	受ける	現在、吹田保健所が窓口となり取り扱っている事務であり、当該事務の対象者の利便性を考慮するとともに、食品を取り扱う事業所の適切な指導、監督を行うためには、その事業所に関する情報の一元的な把握が重要であることから、移譲を受ける必要があると考えます。また、功労者・優良施設に対し表彰を行い、食品衛生関係業者による自主的な活動を促進することで、食品の安全性の確保を図り、安全で豊かな地域社会づくりを目指します。

事務区分	事務名	府単独 特例条例	事業概要	移譲を受けるか受けないか(案) (理由)	
14	保健衛生 食品衛生法に基づく事務【2事務】	特例条例	「大阪府食の安全安心推進条例」に基づき、食品の健康被害の発生またはその拡大を防止する上で、適切でないと認めるときや、回収が行われた食品等が区域内に存在する場合に適切な回収の措置に係る調査・指導を行います。また、関係自治体への情報提供を行います。	受ける	移譲を受けることで、食品による健康被害の未然防止や拡大防止を図ることにつながります。
15	保健衛生 興行場法に基づく事務【2事務】	府単独	興行場(スポーツ、映画、音楽、演劇等を客に見せ、また聞かせる施設)の業者が許可証を紛失した場合等に証明書の交付を行います。また、許可申請事項の変更届、営業停止、廃止届等の受理を行います。	受ける	現在、吹田保健所が窓口となり取り扱っている事務であり、当該事務の対象者の利便性を考慮するとともに、興行場の適切な指導、監督を行うためには、興行場に関する情報の一元的な把握が重要であることから、移譲を受ける必要があると考えます。
16	保健衛生 旅館業法に基づく事務	府単独	旅館業(ホテル営業、旅館営業、簡易宿所営業、下宿営業)を経営する場合、許可申請が必要であり、構造設備の基準、設置場所の基準に適合しているか審査、現地調査し、許可書を交付します。旅館の業者が許可証を紛失した場合等に証明書の交付を行います。	受ける	現在、吹田保健所が窓口となり取り扱っている事務であり、当該事務の対象者の利便性を考慮するとともに、旅館業の適切な指導、監督を行うためには、旅館業に関する情報の一元的な把握が重要であることから、移譲を受ける必要があると考えます。
17	保健衛生 公衆浴場法に基づく事務	府単独	公衆浴場を経営する場合、許可申請が必要であり、構造設備の基準、設置場所の配置の基準に適合しているか審査、現地調査し許可証を交付します。公衆浴場の業者が許可証を紛失した場合等に証明書の交付を行います。	受ける	現在、吹田保健所が窓口となり取り扱っている事務であり、当該事務の対象者の利便性を考慮するとともに、公衆浴場の適切な指導、監督を行うためには、公衆浴場に関する情報の一元的な把握が重要であることから、移譲を受ける必要があると考えます。
18	保健衛生 死体解剖保存法に基づく事務【4事務】	府単独	公衆衛生の向上または医学の教育もしくは研究のため、必要があると認められる場合、死体解剖実施予定地についての許可等を行う事務のうち、死体解剖資格認定の申請に係る書類の受付、審査を行い、申請書類を府へ提出します。	受ける	現在、吹田保健所が窓口となり取り扱っている事務であり、当該事務の対象者の利便性を考慮し、移譲を受ける必要があると考えます。
19	保健衛生 母子保健法に基づく事務(全大阪よい歯のコンクール大会事務局への参加)	府単独	3歳児歯科健診を受診した幼児とその保護者を対象により歯の保持者である者を表彰する大会関連事務を行います。 ・全大阪よい歯のコンクール大会事務局会議の開催(年2回) ・全大阪よい歯のコンクール中央審査会、表彰式の開催	受ける	本市は、平成24年に口腔ケアセンターを設置するとともに、平成26年に「吹田市歯と口腔の健康づくり推進条例」を制定し、生涯にわたる市民の歯及び口腔の健康の保持増進を図る取組を推進しており、当該事務の移譲を受けることは、更なる施策の充実につながるものであることから、移譲を受ける必要があると考えます。
20	保健衛生 母子保健法に基づく事務(口腔衛生協会に関連する事務)	府単独	大阪府口腔衛生協会は、行政機関、大阪府歯科医師会等の歯科関係団体、歯科大学等を構成員として、府内における歯科保健医療、福祉に関わる専門団体であり、当該協会に参画するための事務を行います。	受ける	本市は、平成24年に口腔ケアセンターを設置するとともに、平成26年に「吹田市歯と口腔の健康づくり推進条例」を制定し、生涯にわたる市民の歯及び口腔の健康の保持増進を図る取組を推進しており、当該事務の移譲を受けることは、更なる施策の充実につながるものであることから、移譲を受ける必要があると考えます。

事務区分	事務名	府単独 特例条例	事業概要	移譲を受けるか受けないか(案) (理由)	
21	保健衛生 動物の愛護及び管理に関する法律に基づく事務【11事務】	特例条例	「大阪府動物愛護及び管理に関する条例」に基づき、市民から放浪犬、負傷犬の通報があった場合、捕獲及び収容を行います。抑留期間が過ぎ、処分方法で殺処分と判断された場合は、薬物投与による麻酔下において、薬物投与または炭酸ガスにて殺処分を行います。	検討中	—
22	保健衛生 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく事務(結核予防技術者の研修等)【5事務】	府単独	保健所職員を対象とした結核に関する研修会等の実施や結核定期病状調査、患者、家族等への接触者健診、管理健診の医療機関への委託等、結核対策に関連する事務を行います。	受ける	大阪府全体の結核罹患率は全国平均より高く、本市においても結核対策を低下させることなく大阪府と連携して取り組むべき内容であることから、移譲を受ける必要があると考えます。
23	保健衛生 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく事務(対策本部の立ち上げ等)【8事務】	府単独	府が新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく対策本部を立ち上げたとき、市においても対策本部を立ち上げられるよう体制の整備を図るものです。具体的には、地域医療体制の整備として府内感染期に備えた医療の確保、医療従事者等関係者を対象とした国内発生を想定した研修や訓練の実施、個人防護服や人工呼吸器等の必要となる医療資機材の備蓄、整備を行います。	受ける	本市では、「吹田市新型インフルエンザ等対策行動計画」に基づき、対策の具体的な内容、実施方法、関係機関の役割分担等を定めていますが、中核市移行後は、市保健所が地域の健康危機管理の拠点となり、新型インフルエンザ等の対策を充実させるため、移譲を受ける必要があると考えます。
24	保健衛生 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく事務	府単独	障がい者の保健及び福祉の向上を目指すことを目的に、精神障がい者の地域移行や自殺対策等、地域における課題について協議するために、地域の精神保健福祉関係機関が参画したネットワーク会議の運営を行います。(年12回開催)	受ける	現在すでに吹田保健所と本市福祉部障がい福祉室が共同で事務局を担っており、本市における精神保健福祉の関係機関(病院、相談支援事業所、作業所等)が集まり、精神保健福祉に関する制度や課題等の検討、研修等を行うことによりネットワークの強化を図っております。
25	保健衛生 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく事務【2事務】	特例条例	警察官等からの通報または届出のあった者について、調査上有必要であると認めるときは、精神保健指定医による診察をさせなければならない、その際には、職員による立会を行います。また、精神科病院実地指導に係る事務では、精神科病院に入院中の者の症状または処遇に関する報告の聴取、帳簿書類の提出若しくは提示の命令、立入検査等を行います。	受けない	専門的な知識や技術が求められる事務であり、円滑な事務遂行のためには、当面、大阪府の協力を得て、十分な人材育成及び体制整備を検討した上で移譲を受けることが望ましいと考えます。府内中核市(高槻市、豊中市)においても、同様の考えで移行直後は移譲を受けていません。
26	保健衛生 地域保健法に基づく事務【2事務】	府単独	保健師養成所等の学生(助産師、看護師も含む)が、講義で学んだ知識・技術を看護実践の場面に適用していくため公衆衛生分野における第一線機関である保健所及び保健センター等において、臨地実習の場として学生の受入れを行います。	受ける	これまで、吹田保健所主導のもと、市と連携して実習生受入れに関する取組を行っています。今後さらなる高齢化により増加する医療ニーズに対応するため、医療従事者の育成は重要であることから、移譲を受ける必要があると考えます。
27	保健衛生 理容師法に基づく事務【4事務】	府単独	理容所を開設する場合、開設届が必要であり、構造設備の基準に適合しているか審査、現地調査し、確認済みの証を交付を行います。また、確認済み証の変更届、再交付等の手続きも行います。	受ける	現在、吹田保健所が窓口となり取り扱っている事務であり、当該事務の対象者の利便性を考慮するとともに、理容所の適切な指導、監督を行うためには、理容所に関する情報の一元的な把握が重要であることから、移譲を受ける必要があると考えます。

事務区分	事務名	府単独 特例条例	事業概要	移譲を受けるか受けないか(案) (理由)	
28	保健衛生 温泉法に基づく事務【6事務】	府単独	「温泉法」に基づき、温泉保護や可燃性天然ガスによる災害の防止の観点から、温泉削掘及び動力装置設置等については、「大阪府環境審議会」への諮問・答申を経て許可を得るため、その申請に関する事務を行います。	受ける	現在、吹田保健所が窓口となり取り扱っている事務であり、当該事務の対象者の利便性を考慮するとともに、温泉利用施設の衛生確保を図るためには、温泉に関する情報の一元的な把握が重要であることから、移譲を受ける必要があると考えます。
29	保健衛生 温泉法に基づく事務【10事務】	特例条例	「温泉法」に基づき、温泉保護や可燃性天然ガスによる災害の防止の観点から、温泉削掘及び動力装置設置等の申請については、大阪府が「大阪府環境審議会」への諮問・答申を経て許可することになるため、その申請に関する受付業務を行います。	受ける	現在、吹田保健所が窓口となり取り扱っている事務であり、当該事務の対象者の利便性を考慮するとともに、温泉利用施設の衛生確保を図るためには、温泉に関する情報の一元的な把握が重要であることから、移譲を受ける必要があると考えます。
30	保健衛生 医療法に基づく事務【40事務】	特例条例	医療機関が適正な医療を行う場にふさわしいものとするを目的として、病院、診療所を開設する場合(変更、休止、廃止及び再開する場合も含む)、申請、届出書類の受理を行い、必要に応じて病院、診療所の構造設備等の使用前検査を実施します。	受ける	現在、吹田保健所が窓口となり取り扱っている事務であり、当該事務の対象事業者の利便性を考慮するとともに、市民が安心して医療を受けることが出来る体制を確保するためには、移譲を受ける必要があると考えます。
31	保健衛生 クリーニング業法に基づく事務【4事務】	府単独	クリーニング所を開設する場合には、開設届が必要であり、構造設備の基準に適合しているか審査、現地調査し、確認済みの証の交付を行います。その確認済み証の変更届、再交付等の手続きを行います。	受ける	現在、吹田保健所が窓口となり取り扱っている事務であり、当該事務の対象者の利便性を考慮するとともに、クリーニング所の適正な指導、監督を行うためには、クリーニング所に関する情報の一元的な把握が重要であることから、移譲を受ける必要があると考えます。
32	保健衛生 クリーニング業法に基づく事務【2事務】	特例条例	クリーニング師の試験受験願書の受付業務及びクリーニング師免許証の交付、訂正、再交付に関する経由事務を行います。	受ける	現在、吹田保健所が窓口となり取り扱っている事務であり、当該事務の対象者の利便性を考慮するとともに、クリーニング所の適正な指導、監督を行うためには、クリーニング所に関する情報の一元的な把握が重要であることから、移譲を受ける必要があると考えます。
33	保健衛生 歯科技工士法に基づく事務	府単独	業務に従事する歯科技工士は、厚生労働省令で定める2年に一度、氏名、住所その他厚生労働省令で定める事項を、その就業地の都道府県に届ける必要があります、その従事者届に関連する事務を行います。	受ける	現在、吹田保健所が窓口となり取り扱っている事務であり、当該事務の対象者の利便性を考慮し、移譲を受ける必要があると考えます。
34	保健衛生 美容師法に基づく事務【4事務】	府単独	美容所を開設する場合、開設届が必要であり、構造設備の基準に適合しているか審査、現地調査し、確認済み証を交付します。その確認済み証の変更届の受理、再交付等の事務を行います。	受ける	現在、吹田保健所が窓口となり取り扱っている事務であり、当該事務の対象者の利便性を考慮するとともに、美容所の適正な指導、監督を行うためには、美容所に関する情報の一元的な把握が重要であることから、移譲を受ける必要があると考えます。

事務区分	事務名	府単独 特例条例	事業概要	移譲を受けるか受けないか(案) (理由)	
35	保健衛生 臨床検査技師等に関する法律に基づく事務【8事務】	府単独	臨床検査技師、衛生検査技師の免許申請に係る書類の受付、審査、府知事への提出及び免許証の交付を行います。	受ける	現在、吹田保健所が窓口となり取り扱っている事務であり、当該事務の対象者の利便性を考慮し、移譲を受ける必要があると考えます。
36	保健衛生 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律に基づく事務【6事務】	府単独	食鳥肉等の起因する衛生上の危害の発生を防止するため、食鳥処理事業の許可等の事務に関する施設調査を行います。	受ける	現在、吹田保健所が窓口となり取り扱っている事務であり、当該事務の対象者の利便性を考慮し、移譲を受ける必要があると考えます。
37	保健衛生 医師法に基づく事務【8事務】	府単独	医師の免許申請に係る書類の受付、審査、府への提出及び免許証の交付を行います。	受ける	現在、吹田保健所が窓口となり取り扱っている事務であり、当該事務の対象者の利便性を考慮し、移譲を受ける必要があると考えます。
38	保健衛生 肝炎治療医療費助成に関する事務	特例条例	肝炎患者が必要に応じ適切な肝炎医療を受けることが出来、また経済的な負担の軽減を図るための肝炎治療医療費援助の新規申請及び変更・更新申請の受理事務を実施し、府へ申請書類の提出を行います。また、患者面接や相談業務等も行います。	受ける	現在、吹田保健所が窓口となり取り扱っている事務であり、当該事務の対象者の利便性を考慮するとともに、肝炎患者の支援の充実を図るため、移譲を受ける必要があると考えます。
39	保健衛生 視能訓練士法に基づく事務【8事務】	府単独	視能訓練士の免許申請に係る書類の受付、審査、府への提出及び免許証の交付を行います。	受ける	現在、吹田保健所が窓口となり取り扱っている事務であり、当該事務の対象者の利便性を考慮し、移譲を受ける必要があると考えます。
40	保健衛生 保健師助産師看護師法に基づく事務【10事務】	府単独	保健師、助産師及び看護師の免許申請に係る書類の受付、審査、府への提出及び免許証の交付事務を行います。また、2年に1度、就業地の保健所に提出される保健師、助産師及び看護師の業務従事者届を大阪府へ提出します。	受ける	現在、吹田保健所が窓口となり取り扱っている事務であり、当該事務の対象者の利便性を考慮し、移譲を受ける必要があると考えます。
41	保健衛生 保健所総括に関する業務(健康づくり推進事業)	府単独	「健康日本21(第2次)」の理念を踏まえ、地方健康増進計画として策定した「大阪府健康増進計画」に基づき、府民の壮・中年期における死亡率の低下と健康寿命の延伸及び生活の質の向上を目指した啓発・普及を行います。	受ける	本市は、「健康すいた21(第2次)」に基づき、各種健康づくり施策の推進に取り組んでおり、保健所の知識や経験を取り入れることにより、総合的な健康づくり施策の推進が可能となるため、当該業務の移譲を受ける必要があると考えます。

事務区分	事務名	府单独 特例条例	事業概要	移譲を受けるか受けないか(案)	
					(理由)
42	保健衛生 保健所総括に関する業務(食育推進プロジェクト事業)	府单独	大阪ヘルシー外食推進協議会の特別会員として、食環境づくりの推進を図るとともに、管内外食流通産業に対してヘルシーバランスメニューが提供されるよう指導を行います。	受ける	本市は、「健康すいた21(第2次)」に基づき、食に対する意識の向上や食生活の改善による市民の健康の保持・増進を進めています。保健所の広域的な視点やこれまでにない外食流通産業等関係機関との連携等を取り入れることにより、総合的な施策の推進が可能となるため、当該業務の移譲を受ける必要があると考えます。
43	保健衛生 保健所総括に関する業務(たばこ対策推進事業)	府单独	たばこの煙による健康被害を防止するために、未成年者の禁煙防止教育、施設等における禁煙化を原則とする受動喫煙防止、禁煙希望者への禁煙支援を、学校、家庭、職域、地域の組織・団体、医療機関等との連携により総合的に展開し、効果的にたばこ対策を推進します。	受ける	本市は、たばこ対策推進事業として市独自で様々な取組を行っており、さらに保健所の知識や経験(飲食店や特定給食施設、病院立入等との連携等が行う等)を活用することにより、総合的なたばこ対策の推進が可能となるため、当該業務の移譲を受ける必要があると考えます。
44	保健衛生 保健所総括に関する業務(地域職域連携推進事業)	府单独	生涯を通じた健康づくりを支援するために、行政、事業者、医療保険者等の関係者が情報の共有を図り、それぞれが有する保健医療資源の相互活用、また保健事業の共同実施等により、連携体制の構築を図るための会議「地域・職域連携推進協議会」を運営します。	受ける	医療保険者等関係機関との連携を市として主体的に行い、これまで課題としていたがん検診の受診率向上に向けた取組み等、市の健康づくり事業の効果的な推進につながることから、当該業務の移譲を受ける必要があると考えます。
45	保健衛生 保健所総括に関する業務(地域連携クリティカルパス普及促進事業)	府单独	脳卒中・急性心筋梗塞・糖尿病の地域連携クリティカルパスをツールとして、二次医療圏ごとに医療連携を推進し、課題の等の検討を行います。現在、吹田保健所では急性心筋梗塞を担当しています。「急性心筋梗塞ノート」(診療計画)の活用によって医療連携を推進し、地域ぐるみで急性心筋梗塞のQOLや長期予後の改善を図る取組を行います。	受ける	当該業務は、地域医療連携の円滑な実施に向けた保健所の重要な取組であることから、移譲を受ける必要があると考えます。
46	保健衛生 遊泳用プールに関する事務【5事業】	府单独	「大阪府遊泳場条例」に基づき、遊泳用プールの開設許可申請の受付、施設基準や講ずべき措置についての報告徴取、現場立入検査(水質除去検査を含む)を実施し、審査のうえ、府への進達を行い、開設許可証を交付します。その開設許可申請事項の変更届出、休止、廃止届等の受理事務を行います。	受ける	現在、吹田保健所が窓口となり取り扱っている事務であり、当該対象者の利便性を考慮するとともに、遊泳場利用者の安全確保を図るためには、当該事業者に関する情報の一元的な把握が重要であることから、移譲を受ける必要があると考えます。
47	保健衛生 遊泳用プールに関する事務【2事務】	特例条例	「大阪府遊泳場条例」に基づき、遊泳用プールの開設許可申請の受付、施設基準や講ずべき措置についての報告徴取、現場立入検査(水質除去検査を含む)を実施し、審査のうえ、府への進達を行い、開設許可証を交付します。	受ける	現在、吹田保健所が窓口となり取り扱っている事務であり、当該対象者の利便性を考慮し、移譲を受ける必要があると考えます。
48	保健衛生 大阪府ふぐ販売営業等に関する条例に関する事務(ふぐ販売営業の許可に関する施設調査等)【19事務】	特例条例	ふぐ販売を営もうとする申請者からの許可申請に伴う施設調査、及びふぐ販売営業者からの各種届出に対する施設調査を行います。また、ふぐ販売営業施設へ立入調査、改善命令に関する調査等を行います。	受ける	現在、吹田保健所が窓口となり取り扱っている事務であり、当該対象者の利便性を考慮し、移譲を受ける必要があると考えます。

事務区分	事務名	府単独 特例条例	事業概要	移譲を受けるか受けないか(案) (理由)	
49	保健衛生 検査に関する事務【2事務】	府単独	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法及び水質関連法律及び条例に基づく試験検査業務を行います。 (検査内容) ・住民、業者、他の行政機関からの依頼による微生物検査、水質検査 ・腸管系病原細菌、ウイルス、結核菌の行政検査 ・飲料水、遊泳場水、公衆浴場水、浄化槽放流水等の行政検査(立入検査に伴う収去検査)	受ける	府では、保健所の検査機能について、その効率性や技術集中による精度向上の観点から順次集約化を進めており、現在、吹田保健所には検査を行う設備はなく、茨木保健所及び独立行政法人大阪健康安全基盤研究所が担当しています。本市においても、緊急性や正確性、将来的な財政負担等も踏まえ、公的な検査機関への委託も含めた実施方法の検討を行います。
50	保健衛生 歯科衛生士に関する事務	府単独	業務に従事する歯科衛生士は、厚生労働省令で定める2年に一度、氏名、住所その他厚生労働省令で定める事項を、その就業地の都道府県に届ける必要があります、その従事者届に関連する事務を行います。	受ける	現在、吹田保健所が窓口となり取り扱っている事務であり、当該対象者の利便性を考慮し、移譲を受ける必要があると考えます。
51	保健衛生 診療放射線技師法に基づく事務【5事務】	府単独	診療放射線技師の免許申請に係る書類の受付、審査、府への提出及び免許証の交付を行います。また、変更届や再交付等の関連事務を行います。	受ける	現在、吹田保健所が窓口となり取り扱っている事務であり、当該対象者の利便性を考慮し、移譲を受ける必要があると考えます。
52	保健衛生 難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく事務・特定疾患医療費助成に関する事務	特例条例	特定医療費(指定難病)及び特定疾患の新規申請及び変更・更新申請を受付を行い、患者面接や相談業務を実施するとともに、申請書類を府へ提出します。また、受給者証更新時期に、あらかじめ対象者に対し、個別に継続申請案内を送付します。	受ける	現在、吹田保健所が窓口となり取り扱っている事務であり、当該対象者の利便性を考慮し、移譲を受ける必要があると考えます。
53	保健衛生 独立行政法人環境再生保全機構法に基づく事務	府単独	石綿(アスベスト)健康被害の救済に関する法律に基づき、医療費申請の受付、環境再生保全機構への書類送付、不備書類等の調整等を行います。	受ける	現在、吹田保健所が窓口となり取り扱っている事務であり、当該対象者の利便性を考慮し、移譲を受ける必要があると考えます。
54	保健衛生 薬剤師法に基づく事務【9事務】	府単独	薬剤師の免許申請に係る書類の受付、審査、府知事への提出及び免許証の交付を行います。また、変更届や再交付等の関連事務を行います。	受ける	現在、吹田保健所が窓口となり取り扱っている事務であり、当該対象者の利便性を考慮し、移譲を受ける必要があると考えます。
55	保健衛生 理学療法士及び作業療法士法に基づく事務【7事務】	府単独	理学療法士及び作業療法士の免許申請に係る書類の受付、審査、府への提出及び免許証の交付を行います。	受ける	現在、吹田保健所が窓口となり取り扱っている事務であり、当該対象者の利便性を考慮し、移譲を受ける必要があると考えます。

事務区分	事務名	府単独 特例条例	事業概要	移譲を受けるか受けないか(案)	
					(理由)
56	保健衛生 建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づく事務【6事務】	特例条例	特定建築物(その用途が興行場、集会場、店舗、事務所、学校等であって、述べ面積が3,000㎡以上の建築物で一定の条件を満たすもの)の使用届出受理、報告徴取、立入検査(空調整備、給水排水の管理、清掃及びネズミ、昆虫の防除)を実施し、必要に応じて改善命令等を行う事務のうち、登録申請、登録証明書の交付等の事務を行います。	受ける	現在、吹田保健所が窓口となり取り扱っている事務であり、当該対象者の利便性を考慮するとともに、特定建築物における衛生的環境の確保を図るため、移譲を受ける必要があると考えます。
57	保健衛生 歯科医師法に基づく事務【8事務】	府単独	業務に従事する歯科医師は、2年に一度、氏名、住所その他厚生労働省令で定める事項を、その就業地の都道府県に届けることが厚生労働省令で定められており、その従事者届に関連する事務を行います。	受ける	現在、吹田保健所が窓口となり取り扱っている事務であり、当該対象者の利便性を考慮し、移譲を受ける必要があると考えます。
58	保健衛生 生活衛生相談に関する事務	府単独	住居の衛生に関する生活衛生分野の相談対応を行います。相談内容に応じ、ホルムアルデヒド等の室内空気環境測定を実施します。	受ける	現在、吹田保健所が窓口となり取り扱っている事務であり、当該相談希望者の利便性を考慮し、移譲を受ける必要があると考えます。
59	保健衛生 保健所独自事務	府単独	健康危機管理強化事業の一環として、保健所管内医療機関の院内感染対策について有識者の連絡会を設置し、院内感染に関する知識を共有するとともに、管内他の医療機関からの感染予防相談を受け、改善にむけた支援を行います。	受ける	現在、吹田保健所が窓口となり取り扱っている事務であり、また保健所が地域の健康危機管理の拠点としてその役割を担うためには、当該事務の移譲を受ける必要があると考えます。
60	保健衛生 食品表示法に基づく事務【3事務】	特例条例	食品の適正表示の推進を図るため、品質事項に関する不適正表示に係る申出の受理、食品関連施設の監視指導を行います。また表示制度の普及、啓発を図る取組を行います。	受ける	食品表示法に基づく事務のうち、衛生事項及び保健事項(アレルギー、消費期限、栄養成分の量、熱量等)については、法定移譲となっており、市民、事業者にとって分かりやすい相談窓口の一元化を図り、食品の適正表示に関して総合的に施策を展開するためにも、当該事務についても移譲を受ける必要があると考えます。
61	保健衛生 原子爆弾被爆者に対する援護に関する事務【53事務】	府単独	原子爆弾の放射能に起因する健康被害に苦しむ被爆者の健康の保持及び増進並びに福祉の向上を図るため、被爆者健康手帳の交付申請、各種手当の申請、被爆者からの各種届出、医療費の償還払いの申請等を行います。また、被爆者健康診断、被爆者二世健康診断の受付、医療機関との連絡調整を行います。	受ける	現在、吹田保健所が窓口となり取り扱っている事務であり、当該対象者の利便性を考慮し、移譲を受ける必要があると考えます。また、本市は、被爆者の健康の保持増進及び福祉の推進を図ることを目的に原爆被害者二世支援事業等を実施していることから、一体的な運用を行うことにより、更なる支援の充実を図ります。
62	保健衛生 国家戦略特別区域法に基づく事務	府単独	国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業を営む場合、特定認定申請が必要であり、国家戦略特別区域法施行令に定める要件に適合しているか審査し、認定書の交付を行います。	検討中	—

事務区分	事務名	府単独 特例条例	事業概要	移譲を受けるか受けないか(案) (理由)	
63	環境 大気汚染防止法に基づく事務【34事務】	特例条例	道路管理者等への意見、届出施設等に関する各種届出等の審査、受理、改善命令等、ばい煙等排出者に対する改善命令等を行います。	—	権限移譲済
64	環境 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく事務【57事務】	府単独	産業廃棄物管理責任者の設置、産業廃棄物の保管の届出、産業廃棄物処理施設設置の際の手続き等を行います。	受ける	産業廃棄物保管場所に対する立入検査や産業廃棄物の不適正処理対策等について、事業者に対する指導やパトロールの実施により、産業廃棄物の発生抑制と減量の促進を図るとともに、産業廃棄物の適正処理を通して良好な生活環境の保全につながると考えます。
65	都市 計画・ 建設 大阪府福祉のまちづくり条例に関する事務【3事務】	特例条例	公共交通機関や公共施設、不特定多数が利用する建築物における移動上及び施設の利用上の利便性及び安全性の向上を促進するために制定された、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」で努力義務が課せられている対象施設等に関する事前協議を行い、指導するものです。	受ける	現在市が移譲を受けている事前協議及び工事完了届は、府内の全ての市町村において事務が行われています。本市すまいる条例においても、第44条で福祉のまちづくりについて十分配慮することを既に規定しています。今回移譲を受ける立入調査及び勧告については、現時点で事務を行っている工事完了届の提出により現地の検査を行っており、既に立入を伴う事務を行っているに等しいことから、今回の移譲を受けることが新たな業務の負担とはならないと思われます。ただし、意見聴取については具体的な方法が不明なため業務への負担の度合いは不明です。